

3. 入居者の資格

若者住宅に入居できる方は、次の要件の全てに該当していることが必要となります。

(1) 現に自ら居住するため、住居を必要としていること

申込者及び申込家族の中に持家のある方及び市営住宅入居者の方は申込みできません。(建替、マンション所有、共有名義を含む)売却や差押え等により持ち家がなくなることが証明できる場合は除きます。

(2) 市税を滞納していないこと

申込み時点で、滞納がある場合(過年分も含む)は、申込みができません。

(3) 申込者・同居者に暴力団員が居ないこと

暴力団員であるかの確認のため、警察へ照会します。

(4) 夫婦または親子・親族を主体とした世帯であること

- ・ 婚約関係の場合、入居可能日から3か月以内に婚姻を証明する書類(戸籍謄本等)が提出でき、住宅に同居できること。
- ・ 内縁関係の場合、住民票に「未届の夫」もしくは「未届の妻」と記載のある方で、戸籍上の夫又は妻のいない方。
- ・ 母(父)子世帯の場合、戸籍上でその旨が確認できる状態であること。
- ・ 夫婦の別居等、世帯の不自然な分割による申込みや、他に扶養すべき人のいる親族との同居など、特に同居する理由のない親族との申込みはできません。
- ・ 離婚予定の方は、原則として、資格審査までに離婚を証明する戸籍謄本か離婚届受理証明書等の離婚の成立が確認できる書類が提出されない場合は失格となります。

(5) 18歳から40歳までの者であること

40歳以上の方がいる世帯は申込みできません。

【単身での入居を希望する方】

上記の(1)～(3)、(5)の申込資格に加えて、未婚である必要があります。

【その他入居の要件】

- (1) 入居が決定し、契約を結ぶ際に連帯保証人を2人決めていただく必要があります。
連帯保証人1人あたりの極度額は入居時家賃の15か月分となります。
連帯保証人の要件につきましてはお問い合わせください。
- (2) 入居が決定し、契約を結ぶ際に敷金を納付していただきます。
費用は、入居時家賃の3か月分となります。